

特定間伐等促進計画

長野県 小諸市

令和4年9月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、130,000ha(年平均13,000ha)の間伐の実施を掲げている。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条により定められた県の基本方針や当地域の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの間伐の実施目標面積を次のとおりとする。また、伐採後の確実な再造林を含めた造林の実施を促進する。

間伐の目標面積 374 ha/10年間 (37 ha/年)

2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた「特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準」に従い、区域を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐 ～ (5) その他施設 別紙1から5のとおり
- (6) 事業実施箇所 別図のとおり

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

林業事業体等による提案型集約化施業を推進することで、作業コストの低減化・収支の改善を図り、間伐の促進につなげる。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動を推進するとともに、森林施業が長期的かつ継続的に実施されるよう、事業体や林業普及指導員、小諸市関係者が連携して森林経営計画の作成等を推進する。

また、森林経営管理制度に基づく森林所有者に対する経営管理の意向調査を計画的に進め、必要に応じて小諸市経営管理権集積計画の策定する。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

林道と森林作業道が適切に組み合わせられた路網の整備を推進するとともに、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備や普及・定着を推進する。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

低コスト造林のための一貫作業の推進により低コストで効率的な森林整備を促進する。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

計画的な造林作業を推進し、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化を図る。

6 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

公共事業や地域における木材の利活用を積極的に進めるとともに、間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成や安定供給体制の構築等を促進することにより、間伐材の利用を推進する。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

策定している「木材利用方針」に基づき、供給体制の構築など地域材の利用に取り組むものとする。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成のため、研修等へ積極的な参加を推進する。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

林業事業体等における新規就業の円滑化や雇用の安定化、労働条件の改善等を積極的に支援するとともに、県と連携して新たな技術の普及や経営指導を行うことで林業事業体等の経営の安定化を図り、適切な森林管理を目指す。

(別紙1)

市町村名 小 諸 市

(1) 間伐

事業実施主体名	事業 実施 年度	所 在 場 所				間伐を実施する森林の現況					間 伐 の 内 容			対 図 番 号	交 付 金 希 望	備 考
		字 (大字)	林班	小班	施業 番号	面積 (ha)	樹種	林相	林齡	立木材積 (m ³)	間伐 方法	間 伐 立木材積 (m ³)	間伐率 (材積率) (%)			
佐久森林組合	R4	甲	13	い	1リ	0.80	ヒノキ	単層	23	86	定性	26	30			

